

連絡先：海上保安庁総務部
海上保安渉外官 相馬 淳
電 話：3591-9802（直通）
3591-6361 内線 3301



平成21年7月28日
海上保安庁

「第5回アジア海上保安機関長官級会合」の結果概要について ～キャパシティー・ビルディング（能力向上）等に関する共同宣言の採択など～

7月27日（月）及び28日（火）の両日、インドネシア（バリ）において開催された「第5回アジア海上保安機関長官級会合」に、海上保安庁長官 鈴木 久泰（すずき ひさやす）が出席しました。

本会合は、アジアの海上保安機関の長官級が一堂に会し、海上保安行政に関する地域的な連携強化を図ることを目的として、海上保安庁の提唱により、日本財団及び日本海難防止協会の協力を得て、平成16年から開催されているものです。

会合の審議結果及び概要は以下のとおりです。

1. 長官級会合

(1) 日 程 平成21年7月27日（月）及び28日（火）

(2) 開催地 インドネシア共和国（バリ）

(3) 会合出席者

16カ国及び1地域の海上保安機関の長官級（ブルネイは欠席）

日本、中国、韓国、香港、インド、スリランカ、バングラディッシュ、パキスタン

ASEAN9カ国（インドネシア、マレーシア、ラオス、フィリピン、シンガポール、

ベトナム、ミャンマー、カンボジア、タイ）

2. 主な審議の結果

(1) キャパシティー・ビルディング

アジア各国の海上保安機関に係るキャパシティー・ビルディングについての意見交換が行われるとともに、本年6月に東京で開催された第2回アジア長官級会合実務者会合において取りまとめられたアジア各国海上保安機関の人材育成にかかる取り組みを一覧にしたキャパシティー・ビルディングリスト及びその活用方策等に関する同実務者会合での検討結果が了承されました。

また、我が国から、キャパシティー・ビルディングに関するこれまでの検討の総括及び各国が取り組むべき方針の取りまとめ等を次回実務者会合で行う旨提案し、了承されました。

(2) アジア海域における海賊及び武装強盗事案の現状及び今後の対策

更に会合においては、アジア地域における海賊及び武装強盗事案の発生状況につ

いて、複数国から最新のデータ等が紹介され、これらの情報を参加各機関の共通認識として共有するとともに、今後とも迅速な情報共有と事案発生時の警報発出等早期の対策が重要であることで意見が一致しました。

(3) 次回開催国

次回の第6回アジア海上保安機関長官級会合は、中国で開催することが了承されました。

(4) 共同宣言の採択

これらの審議結果については共同宣言として取りまとめられ、満場一致で採択されました（別添）。

JOINT STATEMENT
The 5th Heads of Asian Coast Guard Agencies Meeting
(Adopted, Bali, Indonesia, July 27th, 2009)

The Heads of Asian Coast Guard Agencies of Bangladesh, Cambodia, China, Hong Kong-China, India, Indonesia, Japan, Korea, Laos, Malaysia, Myanmar, Pakistan, the Philippines, Singapore, Sri Lanka, Thailand and Vietnam met in Bali, Indonesia, 27 July 2009, reaffirm commitment to enhance the Meeting as a framework to explore further co-operative efforts with the aim to enhance maritime safety, security and environmental protection in the Asian region;

RECOGNIZING the safety, security and environmental vulnerabilities of the waters in the region, and the possibility that unlawful acts committed therein may have a serious negative impact on the safety of navigation activities in the region;

NOTING with particular concern though in the decreasing trend on the continuing incidents of unlawful acts and armed robbery against ships and seafarers reported to have taken place in the region;

NOTING ALSO in keeping the shipping lanes of strategic importance and significance safe and open to international maritime traffic and thereby ensuring the uninterrupted flow of maritime traffic in the region;

ACKNOWLEDGING the rights and obligations of States under the international law of the sea, including the provisions of UNCLOS 1982 and, in particular, Articles thereof that call for co-operation among stakeholders on matters relating to navigational and safety aids and the prevention, reduction and control of pollution;

ACKNOWLEDGING ALSO the multiplicity of interests in the region and the importance of balancing the interests between coastal States, while respecting their sovereignty;

TAKING INTO ACCOUNT the Asia Maritime Security initiative 2004 (AMARSECTIVE2004) adopted at the Heads of Asian Coast Guard Meeting on 18 June 2004 in Tokyo, Japan and the Resolution of 2nd Meeting Heads of Coast Guard Agencies in Asia adopted on the 22nd March 2006 in Putrajaya, Malaysia, which have laid a common ground for effective cooperation among the Asian coast guard agencies,

TAKING INTO ACCOUNT ALSO the Joint Statement at the 3rd Heads of Asian Coast Guard Agencies Meeting adopted in Singapore on 25 October 2007, which mandated the future working level meeting to discuss further the promotion to study on capacity building;

COMMITTED to further continue the cooperative efforts among the Asian Coast Guard agencies, which is prioritized in capacity building and sharing best management practices in the framework of Coast Guard's main activities and responsibility to maintain navigational safety and security;

NOTING with appreciation the active participations of the Asian Coast Guard agencies as well as their positive supports in various efforts to ensure maritime safety, security and environmental protection in the Asian waters, reflected in the country reports which had been presented in the Meeting;

NOTING ALSO the List of Capacity Building on human resources development that was identified and compiled during the Working-Level Meeting held in Tokyo, 2 – 3 June 2009 and the effort to further discuss, where appropriate, on the concrete utilization of such agreed list;

DESIRING that the waters in the region remain safe and open to international shipping at all times, as provided for under international law, in particular UNCLOS, and where applicable, domestic law, and to build upon and enhance existing cooperative arrangements and measures towards this end;

AGREED to continue the cooperative efforts among the Asian Coast Guard agencies in the spirit of mutual regional interest and to support further the promotion of enhancing capacity building and, where necessary, sharing best practices on the appropriate and effective ways;

EXPRESS APPRECIATION to the Government of the Republic of Indonesia for the excellent arrangements made for, the facilities and generous hospitality provided during the Meeting; and to the Nippon Foundation and the Japan Association for Maritime Safety for their strenuous efforts to prepare for this Meeting and ensure its successful deliberation.

共同宣言
第 5 回アジア海上保安機関長官級会合
(2009年7月28日採択)

2009年7月27日、バングラディシュ、カンボジア、中国、中国香港、インド、インドネシア、日本、大韓民国、ラオス、マレーシア、ミャンマー、パキスタン、フィリピン、シンガポール、スリランカ、タイ及びベトナムのアジア海上保安機関の長は、アジア地域における海上安全、セキュリティー及び環境の保全を強化するという目的のもと、協力的な努力をさらに追求するための枠組みとしてこの会合の強化に取り組むことを再確認し、

地域における海上の安全、セキュリティー及び海洋環境の脆弱さ、そして不法行為が航行活動の安全に深刻な支障を与える可能性があることを認識し、

これまでに報告されている船舶及び船員に対する不法行為及び武装強盗の発生が減少する傾向にあることに特に着目し、

また、地域における海上交通の継続的な流れを確保するために、戦略的な重要性、そして国際的な海上交通にとって安全かつオープンな船舶航路を保持することに着目し、

国連海洋法条約（1982）にある規定を含む海における国際法に規定される権利及び責務、特に航行安全の援助、また汚染の防止、減少及び管理に関する事項について関係者の間における協力を求める規定を考慮し、

また、地域における関心事項の多様性そして、沿岸諸国の主権に敬意を払いながら、各国間におけるその関心事項のバランスをとることの重要性を考慮し、

2004年6月18日、日本国東京において開催された「第1回アジア海上保安機関長官級会合」にて採択された「アジア海上セキュリティーイニシアティブ2004（AMARSECTIVE2004）」及び2006年3月22日、マレーシア・プトラジャヤにおいて開催された「第2回アジア海上保安機関長官級会合」にて採択された「決議」が、アジア海上保安機関間の効果的な協力のための共通の土台であることを考慮し、

2007年10月25日、シンガポールにおいて開催された「第3回アジア海上保安機関長官級会合」にて採択された共同宣言が、キャパシティービルディング

に関する取り組みをさらに推進するための議論を、将来の実務者レベル会合で行うものと位置づけたことを**考慮し**、

そして、海上保安機関の主な活動及び航行安全及びセキュリティーを維持するための責任という枠組みにおいて、キャパシティービルディング及びこれまでの取り組みにおける最良の経験の共有を行うことを重要な審議事項としたアジア海上保安機関間の協力に、さらに継続的に**取り組み**、

会合中における各国の報告プレゼンテーションに見られるように、アジア海域における海上の安全、セキュリティー及び環境の保全を確保するために、アジア海上保安機関が積極的に参画し、また、種々の取り組みを通じ、前向きに支援していることを**評価し**、

2009年6月2－3日、東京で開催された実務者会合で確認され、またとりまとめられた人材育成にかかるキャパシティービルディングリストに着目し、また、必要に応じその合意されたリストの具体的な活用に関しさらに議論を重ねることについて**着目し**、

国際法の下、また、とりわけ国連海洋法条約による取り決め、さらには、国内法に基づいて規定されているように、海は常に安全で国際船舶交通に開かれたものであることを切に**希望し**、

地域における相互の関心の中で、アジア海上保安機関間で協力して努力を継続し、キャパシティービルディングの強化を促進するための支援、また、必要に応じて適切なかつ効果的な方法にかかるこれまでの最良の経験を共有することに同意し、

インドネシア政府が会合中における会場の準備にすばらしい調整を行い、また、会合中におけるそのホスピタリティーに対して評価をするとともに、日本財団及び日本海難防止協会がこの会合のためさらにはその開催の成功を確実な元となるために絶え間ない努力をしたことを評価する。